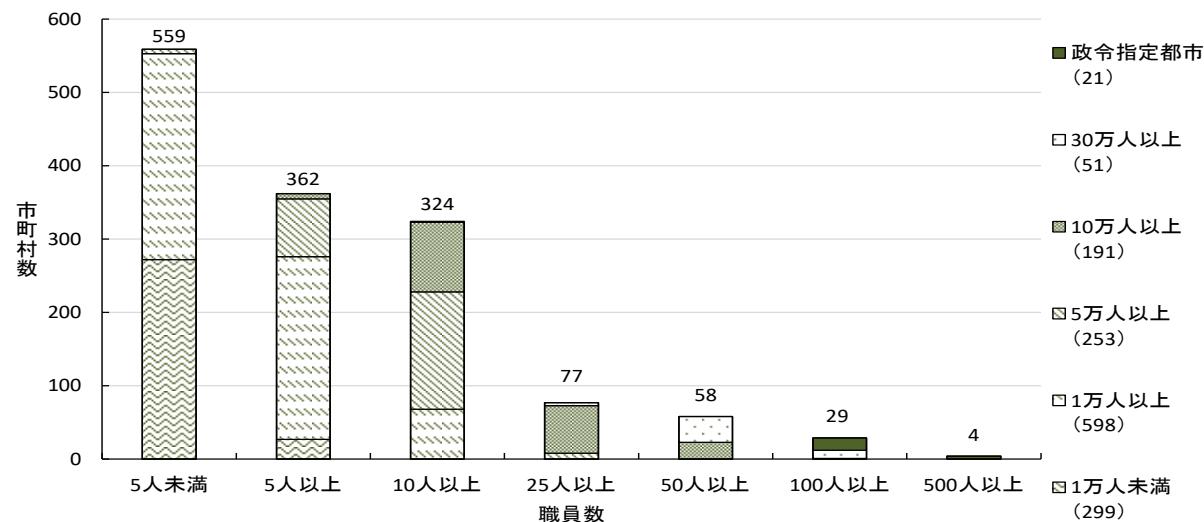


広域化・共同化の推進

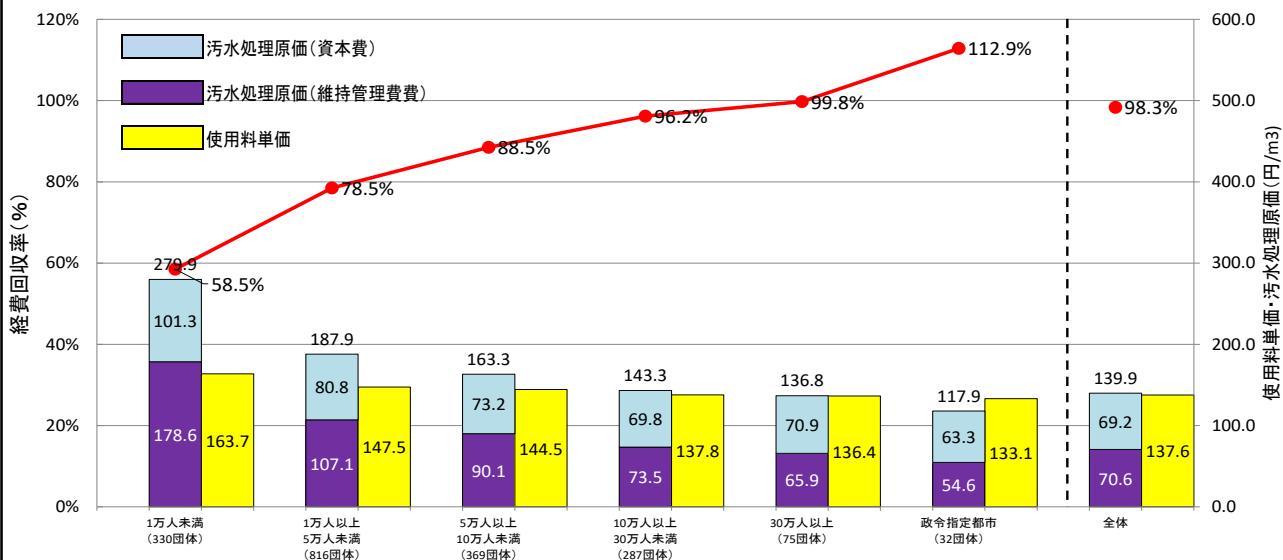
広域化・共同化の推進

- 下水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、特に中小市町村においては使用料収入の減少による経費回収率の低下や下水道職員の不足による技術力の低下が大きな課題。
- 下水道事業の持続可能な運営のためには、広域化・共同化による管理の効率化、執行体制の確保が不可欠。

・中小自治体では、執行体制の脆弱化、財政状況の悪化が大きな課題。

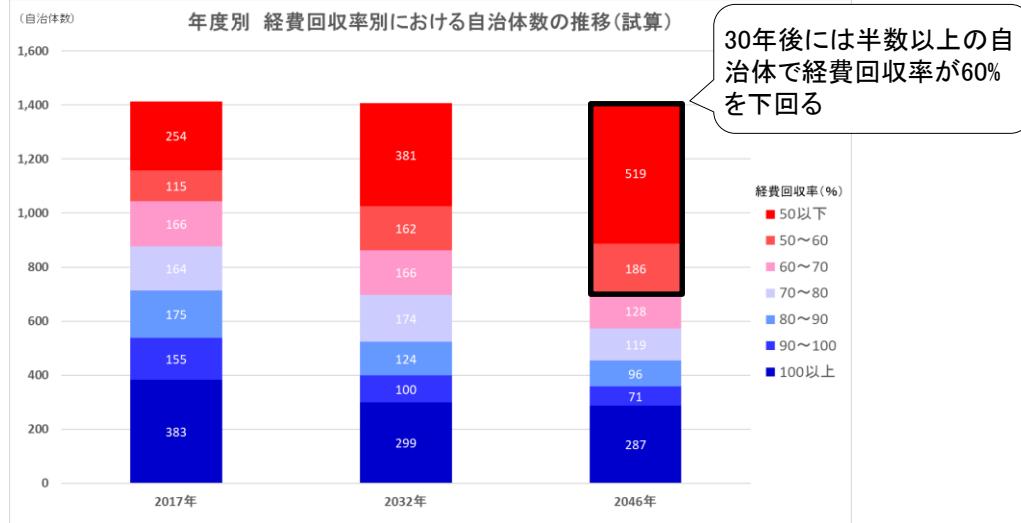


出典: (公社)日本下水道協会「下水道統計(平成28年度)」をもとに作成
※公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道を対象

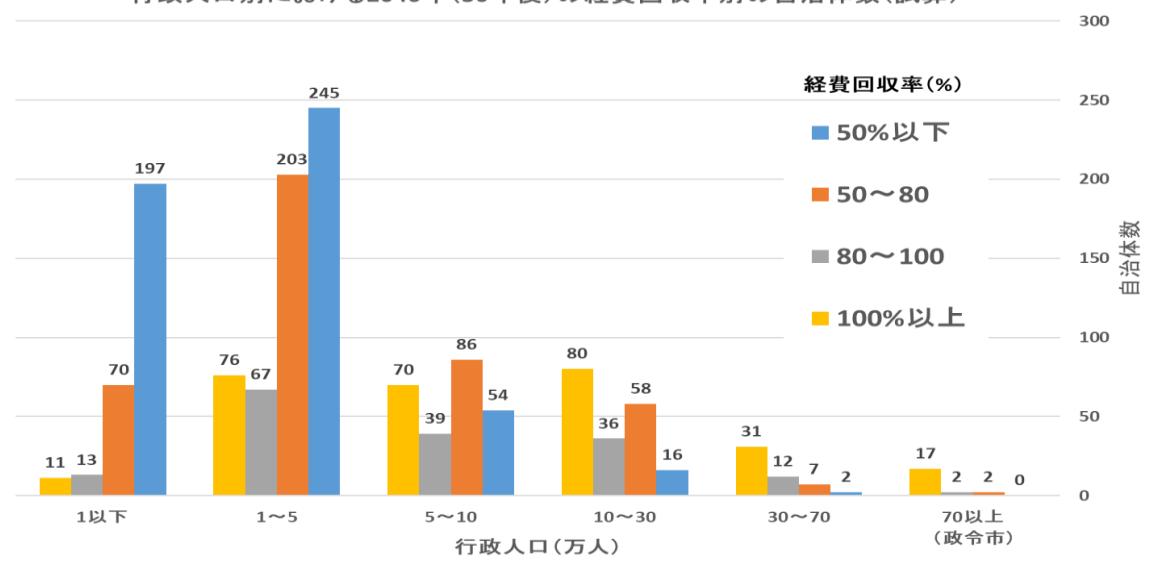


出典: 平成28年度地方公営企業年鑑(総務省)をもとに作成。
※公共下水道事業(特環、特公を含む)を対象。
※全国平均は未供用等を含んだ数字であり、各区分の合計値とは異なる。

- ・何も対策を打たない場合、経費回収率は将来にわたって悪化する傾向。
- ・特に中小自治体において経費回収率が100%を下回る自治体が多数。



行政人口別における2046年(30年後)の経費回収率別の自治体数(試算)



※下水道事業における長期収支見通しの推計モデル(通称: Model G)を用いて、以下の条件にて算出。
 1. 料金収入は人口減少率(社人研)に合わせて減少
 2. 建設改良費は改築更新(処理場・ポンプ場、管路)のみを計上
 3. 維持管理費は過去3年の移動平均として算出
 4. 投資的経費のうち、既発行分の起債償還費は自治体独自の数値を採用
 5. 投資的経費のうち、将来分は2の費用を下水道債(30年償還)として算出
 6. 基準内繰入金は汚水処理に係る資本費とそれ以外(分流経費、高度処理費等)の割合から算出
 ・ただし、経営戦略等で長期的な収支を算出済みの場合は、独自の数値を用いている。
 ・公共・特環の数値を合算し、1自治体として経費回収率を算出(会計区分が異なる場合は処理人口の大きい事業を採用)

広域化・共同化に向けた政府方針

○ 広域化・共同化を推進するため、関係4省(総務省、農林水産省、国土交通省、環境省)では、令和4年度までの目標として以下2つを設定。

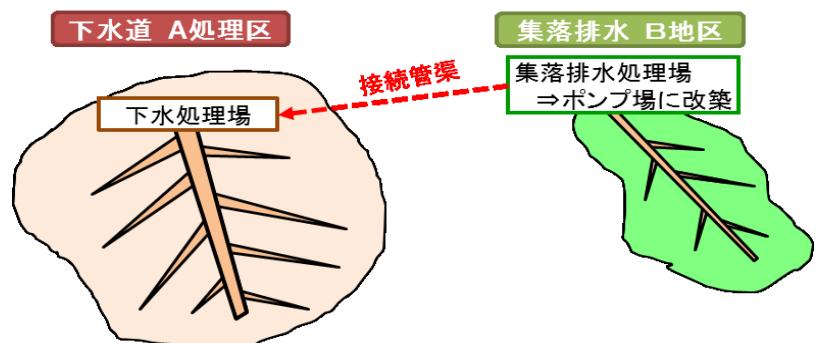
- ① 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数(=減少する処理場数):450箇所
- ② すべての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定

○ 令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019※」や「成長戦略フォローアップ」においても、広域化・共同化の推進を記載。

※経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

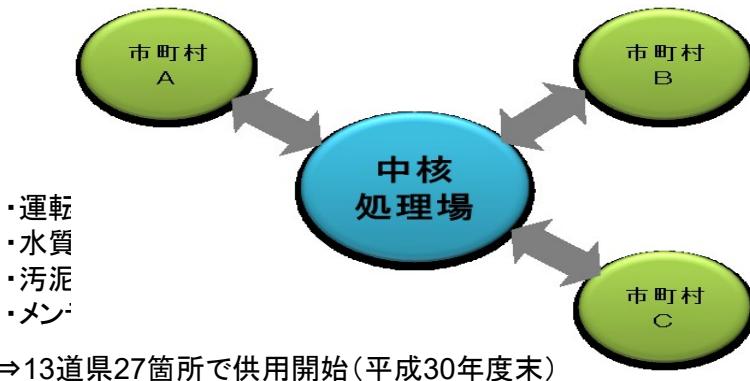
・水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進。

施設の統廃合



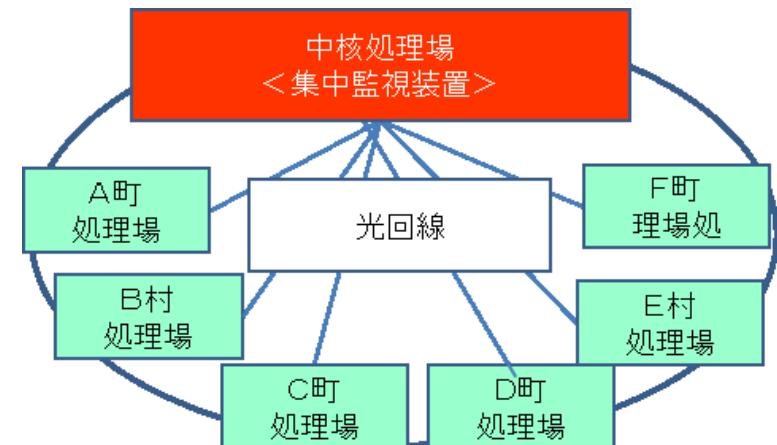
⇒平成28年度末までに統廃合によって廃止された施設数:518箇所
目標①の取組状況(平成30年度末):219箇所

複数の市町村による下水道施設の共同利用

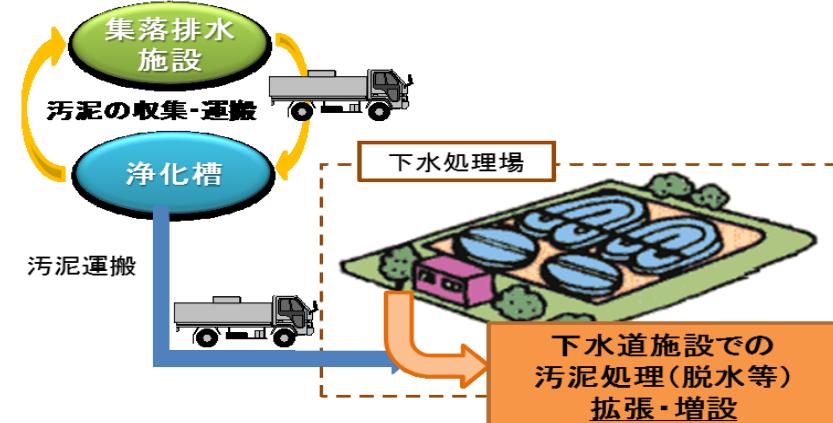


⇒13道県27箇所で開催開始(平成30年度末)

代表の地方公共団体による一括発注

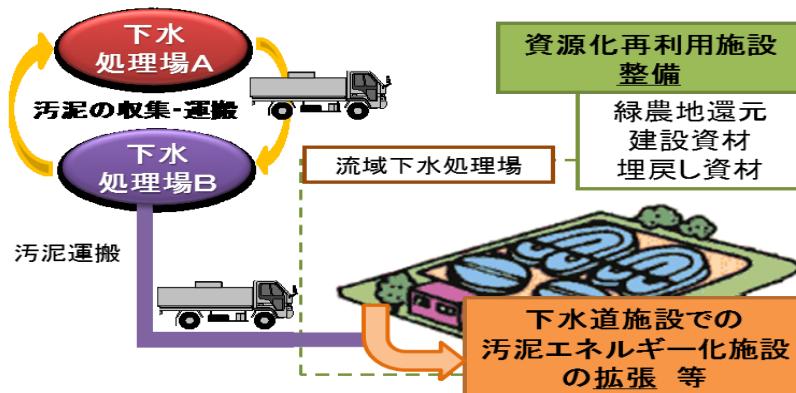


複数の汚水処理事業(下水道、集落排水施設、浄化槽等)による下水道施設の共同利用



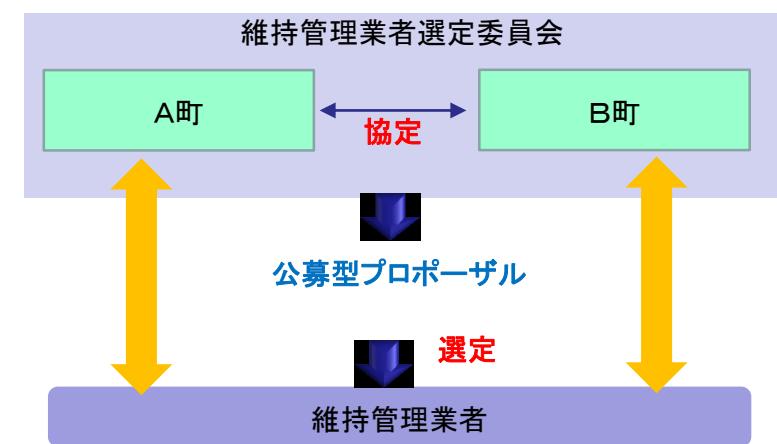
⇒33道府県112箇所で開催開始(平成30年度末)

都道府県主体による下水汚泥の集約処理と资源化再利用



⇒11県15箇所で開催開始(平成30年度末)

複数地方公共団体間による民間企業の共同選定



広域化・共同化計画の検討状況

- 令和4年度までの広域化・共同化計画策定に向けて、すべての都道府県において、平成30年度までに協議の場を構築済み。
- 平成27年の下水道法改正により、複数の下水道管理者等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設し、現在5地域で協議会を設立。
- 国土交通省では、施設の統廃合や広域管理に必要な施設整備等に対する支援制度を創設しているほか、事例集の作成や計画策定マニュアルの策定により、広域化・共同化の取組を支援。

広域化・共同化計画の検討状況 R2.2時点

検討段階	完了した都道府県の数
協議の場の設置	47 / 47
計画策定	0 / 47

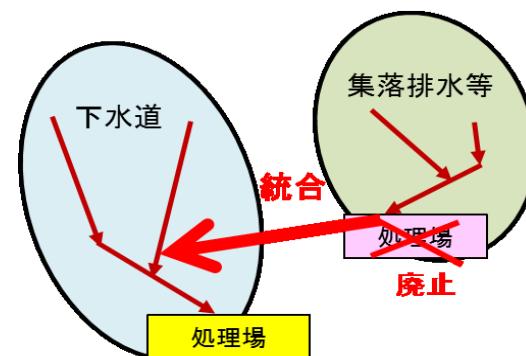
下水道法に基づく協議会の設立状況 R2.2時点

設立日	協議会名	構成員	検討内容
H28.8.5	南河内4市町村 下水道事務広域化協議会	富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村	事務の集約等
H28.11.25	埼玉県、市町村、(公財)埼玉県下水道公社による下水道事業推進協議会	埼玉県、県内全63市町村(56市町村、3組合)、(公財)埼玉県下水道公社	経営管理、災害対応、汚泥共同処理等
H29.3.17	ながさき下水道連携協議会	長崎県、16市町	汚泥の共同処理等
H29.8.29	兵庫県生活排水効率化推進会議	兵庫県、県内全41市町	処理区の統廃合、維持管理の共同化等
R1.5.28	秋田県生活排水処理事業連絡協議会	秋田県、県内25全市町村、8組合	広域化・共同化計画等

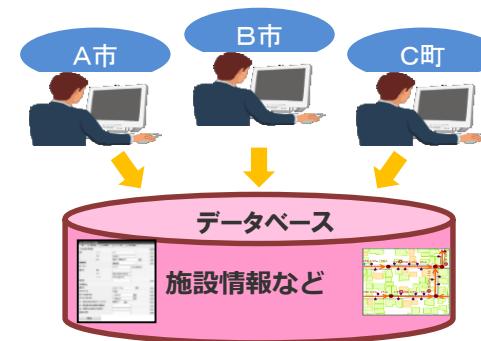
広域化・共同化の推進に向けた国土交通省の取組

「下水道広域化推進総合事業」を平成30年度に創設(平成31年度拡充)し、施設の統廃合や広域管理に必要な施設等の整備を支援。

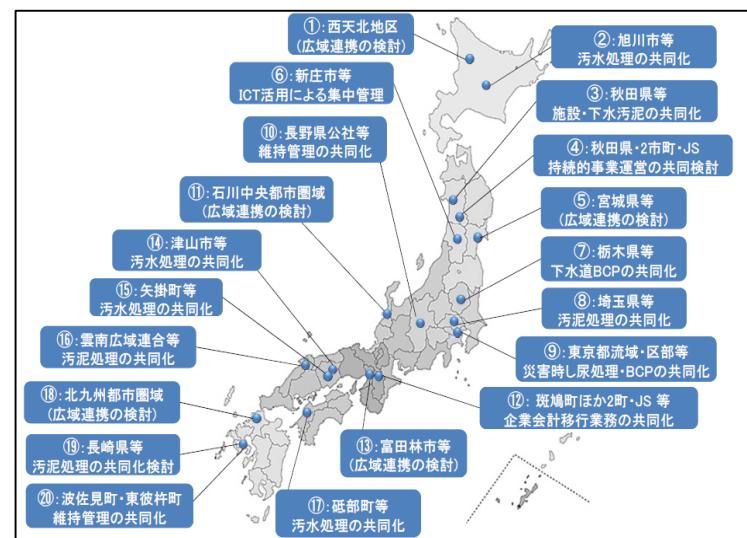
<処理区の統合>



<複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備>



事例集(H30.8)や計画策定マニュアルの策定(H31.3)により取り組みを支援。



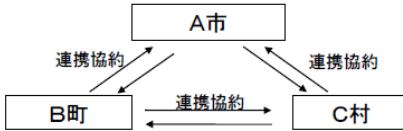
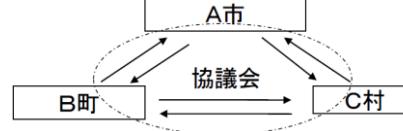
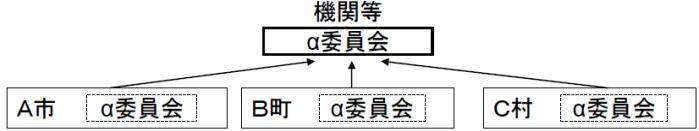
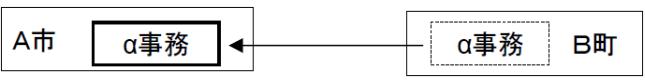
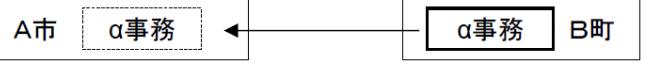
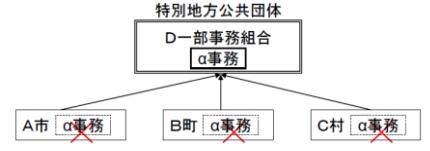
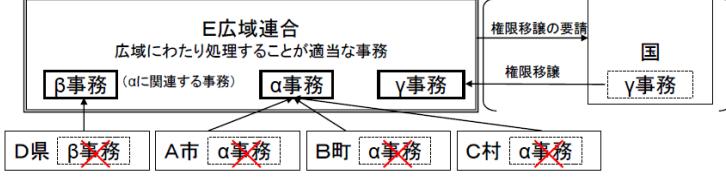
広域化・共同化計画策定マニュアル(案)

平成31年3月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

広域化・共同化を実現する制度

○ 地方公共団体同士が連携して事業を執行するためには、地方自治法の共同処理制度を活用する手法が一般的。

共同処理制度	制度の概要	制度のイメージ	下水道における実績
連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。		5
協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。		13
機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。		0
事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。		228
事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。		6
一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。		22
広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。		2

総務省HPより作成。下水道における実績は、「下水道施設の維持管理等に係る地方公共団体相互間の連携状況に係る調査」(平成28年度 国土交通省下水道部)による。

下水道事業における維持管理業務等の広域連携

- 広域化・共同化の実施事例461のうち、隣接市町村への一部区域の接続に伴う事務の委託等が279事例と多数。
- 隣接市町村への一部区域の接続に伴うもの以外では、水量等の情報共有、使用料徴収、維持管理全般、汚泥処理の順に多い。
- 一部事務組合による維持管理全般、事務の委託による汚泥処理を除けば、総じて管理業務全体のごく一部の業務に関する連携にとどまっている。

連携内容	連携数 (②、③においては ①で計上されたものを除く)	内訳(連携制度の種類)			
		協議会	一部事務 組合	事務の委 託	その他
①隣接市町村への一部区域の接続、 これに伴う建設及び維持管理の委託に関するもの	279	2	3	159	115
②処理場 またはポンプ場の 維持管理	維持管理全般	4	16	7	3
	汚泥処理	1	1	22	4
	処理施設運転監視	2	0	0	1
	設備保守点検	2	0	0	1
	水質管理	4	0	0	12
	合計	13	17	29	21
③その他 業務の一部	使用料徴収	1	1	33	7
	水量等の情報共有	1	0	1	45
	水洗化指導・助成に関する調査研究	1	0	0	0
	災害時BCP	0	0	0	7
	その他	2	0	2	28
	合計	5	1	36	87
連携総数	461	13	22	228	202

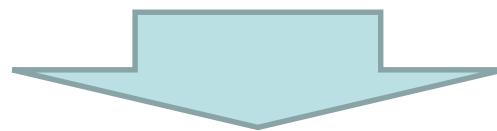
※重複があるため、合計は一致しない

下水道施設の維持管理等に係る地方公共団体相互間の連携状況に係る調査(平成28年度 国土交通省下水道部)

制度改革のポイント① 国、都道府県の役割の明確化

現行制度の課題1

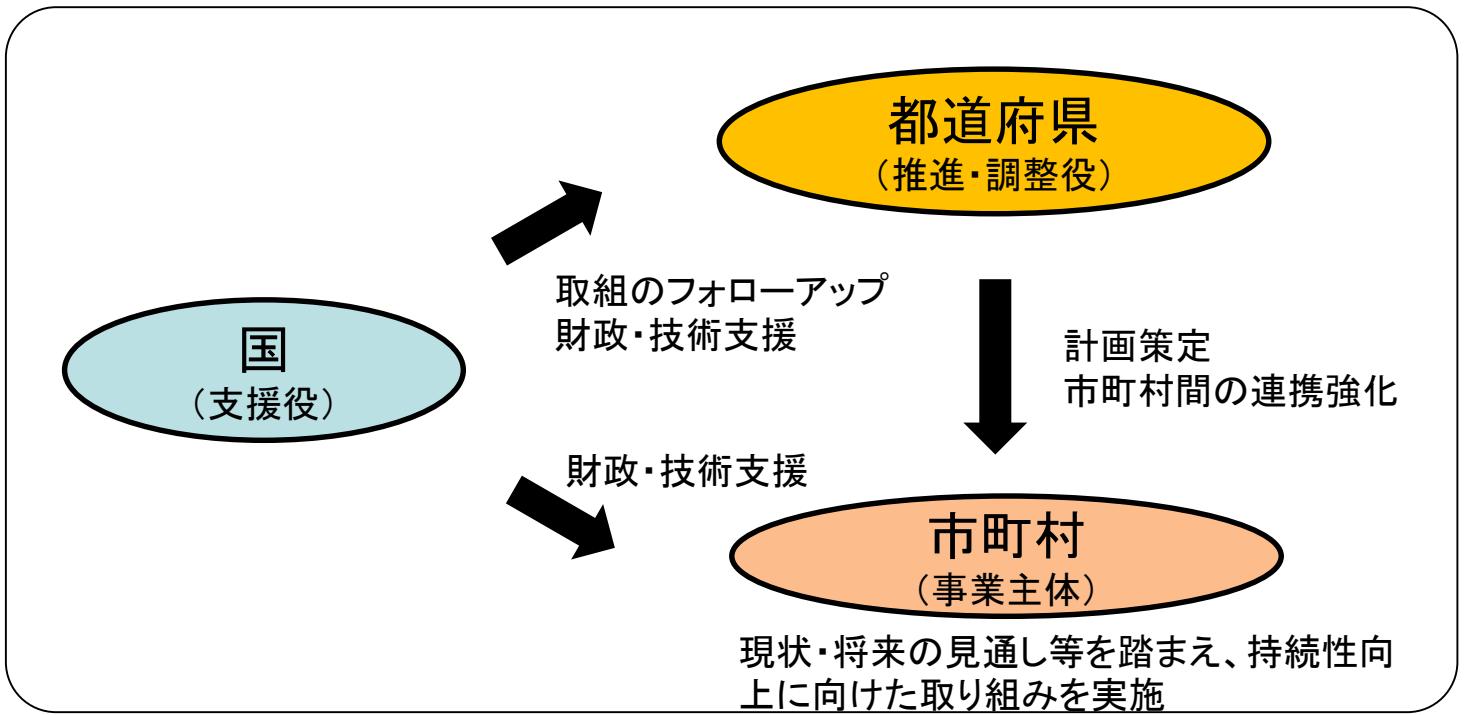
- 市町村によって事業環境や執行体制等が異なる中、広域化・共同化に対する取組意欲は市町村によって温度差がある。
- そのため、広域化・共同化の推進には、市町村を包括する広域の地方公共団体であり、市町村に関する連絡調整事務を担う都道府県の役割が重要であり、実効性のある広域化・共同化計画が策定されるよう、協議の活性化、圏域全体への目配り等が期待される。
- 広域化・共同化の一層の推進に向けて、国、都道府県、市町村の役割を明確化するとともに、連携して取り組むことが必要。



制度改革のポイント1

- 広域化・共同化の取組における国や都道府県、市町村の役割を明確化。
 - ・国は、広域化・共同化の推進を含む下水道の持続性を高める施策を講ずること。
 - ・都道府県は、市町村等において適切な下水道事業が運営されるよう、広域化・共同化計画を策定するとともに市町村間の連携強化を図ること。
 - ・市町村は、現状と将来の見通しを踏まえ、持続性向上に向けた取り組みを推進すること。

広域化・共同化にかかる関係者の役割イメージ



<参考>水道法(抄)

第二条の二 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等(水道事業者等との連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

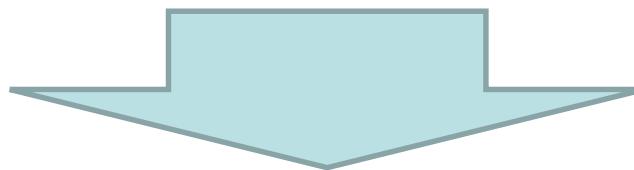
3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

制度改革のポイント② 広域管理のための支援体制の充実

現行制度の課題2

- 広域化・共同化計画策定のための協議の場はすべての都道府県で構築済みであり、今後は事業実施に向けた体制整備が必要。
- 施設の統廃合や汚泥の共同処理などのハード面の広域化・共同化は一定の進捗がみられるが、ハード面での取り組みは地理的条件等により限界も存在。
- ソフト面からの広域化・共同化が必要だが、管理業務の一部業務について行われる例がほとんど。



制度改革のポイント2

- 一部業務に留まらない、事業運営全般の業務の広域化・共同化を実現する支援体制の充実、具体化(モデル的取組等)。

(1) 広域管理の体制構築を促進

- ・広域化が進まない理由等について詳細に分析し、広域管理の体制構築を促進するための仕組み(インセンティブ付与等)を制度化。

(2) 公的機関による支援体制の強化

- ・発注者、受注者に対する支援制度を検討。

例) 広域事業に係る包括民間委託等の業務発注・履行監視等の発注者支援体制の構築

- ・当該の下水道管理者に代わり、広域事業を主体的に実施する仕組みの構築

- ・民間事業者の確保が困難な条件不利地域において、民間事業者に対して支援する仕組みの構築

公的機関による支援のイメージ

